

令和元年 10 月 21 日

朝日信用金庫

令和元年台風 19 号により被災されたみなさまへのお知らせ

本年 10 月に発生した台風 19 号により被災されたみなさまに、心よりお見舞いを申し上げます。

当金庫では、台風 19 号に伴う被害により災害救助法が適用された各都縣市町村内の被災されたみなさまに対しまして、以下のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。また、お借入れのご返済や、預金等のお引出しについてのご相談なども承りますので、当金庫の担当者や窓口までお気軽にご相談・お問い合わせください。

○ 被災されたみなさまへの対応

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届けの印鑑を紛失した場合は、拇印にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とするご融資も対応します。
4. 今回の災害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取り立てができるように努めます。
5. 今回の災害に起因する手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、ご相談に応じます。
6. 汚れた紙幣の引き換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談にも応じます。
8. 災害の状況、応急資金の必要性などを勘案して、迅速なご融資対応のほか、既存のお借入にかかるご返済条件の変更などに対応します。

以 上